平成２１年（フ）第２５７１号
福岡市中央区白金１丁目12番25―102号
債務者　石黒きよ子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５８５号
福岡県糟屋郡宇美町桜原３丁目23番４号
債務者　小野ミユキ
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５９９号
福岡県朝倉市堤1706―10
債務者　上野　隆司
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６００号
福岡県朝倉市堤1706―10
債務者　上野　順子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６１７号
福岡市博多区博多駅前４丁目32番27―206号
債務者　久田　千穂
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６１９号
長崎市本河内２丁目23番５号
債務者　松崎　常夫
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６２４号
福岡県嘉麻市下山田585番地
債務者　千代田　力
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６２７号
福岡市城南区長尾４丁目18番５号
債務者　上田　隆一
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６３６号
福岡市中央区伊崎７番14―102号
債務者　溜　　大志
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６３９号
福岡県大野城市瓦田３丁目13番10―602号
債務者　田中　佑季
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６５１号
福岡市東区和白東３丁目24番15号
債務者　町田　　治
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６７３号
福岡市早良区小田部６丁目12番４号
債務者　桜田　直美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６７７号
福岡県筑紫郡那珂川町今光５丁目36番地　フレグランスリバティＡ102号
債務者　長本みづき
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６８５号
福岡市南区寺塚２丁目11番37―542号
債務者　松本　法明
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６８６号
福岡市南区寺塚２丁目11番37―542号
債務者　松本　美恵
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６９０号
福岡市博多区大博町４番24号
債務者　石橋　真理（旧姓高田・柴尾）
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６９３号
福岡市早良区野芥７丁目24番１―307号
債務者　川久保浩巳
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６９６号
福岡県糟屋郡志免町志免２丁目25番24号　アカンサス志免201号
債務者　鬼塚　　茜
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部